



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 1 3 号 令和 2 年 6 月 1 9 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 2 7	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
4 2 8	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
4 2 9	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
4 3 0	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
4 3 1	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
4 3 2	土地収用法の規定に基づく事業の認定をした件	同
4 3 3	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課 建築指導室
4 3 4	港湾施設の概要を公示する件	運輸政策課

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
3	漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるせん漁業の操業について指示する件	
4	漁業法の規定に基づき徳島県海域におけるいせえびかご漁業及び類似漁業の操業の禁止について指示する件	

徳島県告示第四百二十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人藍住町手をつなぐ育成会	板野郡藍住町東中富字西安 永一三三番地五九	オレンジノート	板野郡藍住町東中富字西安 永一三三番地五九	保育所等訪問 支援	令和二年六月 一日
社会福祉法人徳島県手をつなぐ育成会	徳島市南矢三町二丁目一番 五九号	こども発達支援事業所 イノセント	美馬市脇町馬木字銚子場一 一八二番地一	同	同
社会福祉法人悠林舎	阿南市上中町南島一五番地 一	キッズベースシーズ	阿南市上中町南島七一五番 地五	児童発達支援	同
株式会社 quattro	板野郡松茂町広島字南川向 五一番地一三	ナチュラルキッズ2nd	板野郡北島町北村字三町地 五四番地三	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同

徳島県告示第四百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
<p>鞆浦加入区</p>	<p>鞆浦漁業協同組合の地区</p>	<p>ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）</p>
<p>椿泊加入区</p>	<p>椿泊漁業協同組合の地区</p>	<p>底びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）</p>
<p>伊座利加入区</p>	<p>伊座利漁業協同組合の地区</p>	<p>法第百四条第二号に掲げる漁業</p>

徳島県告示第四百二十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市木屋平字西野々脇四二、四三、四三の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
	商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
令和二年二月七日	藤本タイル 美馬市脇町野村四二五六番地一 藤本 吉博	徳島県知事許可 （般・二九） 第二五八七号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第四号に該当すると認められる。
同 十四日	岡下建設株式会社 阿南市津乃峰町東分一〇八番地一 岡下 清一郎	同 （特・二七） 第一九二号	同 （左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業許可）	同
同 三月 二日	新居設備 徳島市八万町下福万二一四番地一 新居 茂樹	同 （般・二七） 第七〇三九三号	同 （管工事業に関する一般建設業許可）	同
同	株式会社イースト 徳島市北島田町一丁目三四番地五 鎌田 文則	同 （般・二八） 第六六〇〇号	同 （土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可）	同
同	有限会社西沢建材センター	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同
三十日	同	同	同	同	同	同	同
森設備 板野郡上板町神宅字宮ノ前四一 番地一 森一市	有限会社テクノヒロセ 徳島市川内町平石若宮三四四番 地一 廣瀬 弘典	国府才力ダ住建有限公司 徳島市国府町和田字表二八番地 六 岡田 和史	株式会社建征 徳島市安宅二丁目四番四六号 河野 宏征	株式会社旭建設 徳島市不動東町三丁目八二五番 地 崎岡 英之	内藤電工 徳島市名東町二丁目五番地一、 三〇五号 内藤 伸二	仁木建設 阿南市羽ノ浦町岩脇式反地一〇 六番地二 仁木 博	同
同	同	同	同	同	同	同	同
(般・二七) 第五五三号	(般・二七) 第七〇一〇七号	(般・三〇) 第七四八三号	(般・二八) 第七〇四一五号	(般・二九) 第二二八七号	(般・三〇) 第七〇五七三号	(般・二八) 第六六二六号	同
同 (管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同 (管工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業に関する一般建設業許可)	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	同 (電気工事業に関する一般建設業許可)	同 (建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	同
同	同	同	同	同	同	同	同

徳島県告示第四百三十一号

藍住町長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測量の種類	測量をする地域	測量をする期間
公共測量（デジタル航空写真撮影業務）	藍住町全域	令和二年七月一日から 令和三年三月三十一日まで

徳島県告示第四百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。
令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 起業者の名称
鳴門市

二 事業の種類
道の駅なると（仮称）整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 徳島県鳴門市大津町備前島字蟹田の越及び字久保地内
- 2 使用の部分 徳島県鳴門市大津町備前島字蟹田の越地内

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鳴門市大津町備前島字蟹田の越及び字久保地内を起業地とする道の駅なると（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）である。

したがって、本件事業については法第三条第三十二号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関するものであると認められるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者である鳴門市は、令和元年度一般会計予算により、既に財源措置を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

鳴門市では、出生者数が死亡者数を下回り、また高齢者人口に比べて年少人口及び生産年齢人口の減少割合が大きいなど、少子高齢化の進行が深刻な課題となっており、地域活力の低下が見られる。

このような状況のなかで、地域資源を活用した定住人口の確保、交流人口の拡大等を目的とした鳴門市が定める各種計画では、拠点となる施設として、幹線道路である一般国道十一号沿いに産直市場等を備えた道の駅を整備することとした。

また、今後三十年以内に七十から八十パーセント程度の確率で発生すると予測されている南海トラフ巨大地震が発生した場合、鳴門市においても甚大な被害が予想されており、災害に負けないまちづくりの推進が急務となっている。

起業者は、このような状況に対処するため、地域振興、防災面など多様な機能を有した本件事業を整備することで、施策の推進を図るものとしている。

本件事業が完成すれば、平時は、観光の振興、地域交流の拠点としての活用が期待でき、また発災時は、観光客及び市民の避難活動及び支援活動の拠点としての活用が期待できるなど、公益に資するところは極めて大きなものがある。

なお、本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に定める対象事業の要件を満たしていないため実施されていないが、本件事業の施行において規制値を上回る騒音及び振動が予測される工種はないため、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響は極めて小さいものと認められる。

よって、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者が行った現地調査及び文献調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による国内希少野生動植物並びに環境省レッドリスト及び徳島県レッドデータブックにおいて、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）により、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性等を条件として選定した三つの候補地について比較検討が行われており、工事が容易であること、既存施設との相乗効果が見込まれること等、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地が最も合理的であると認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、(一)で述べた「得られる公共の利益」と(二)で述べた「失われる利益」を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、鳴門市は、少子高齢化の進行による地域活力の低下が懸念されていることから、地域活力の増進が求められており、また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時における地域防災力の向上も求められていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行するために必要最小限の面積である。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用とすることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認

められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足するものと判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鳴門市役所特定事業推進課

徳島県告示第四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号 大橋御苑駅ビル六階

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事務所	所在地
長野事務所	長野市南県町一〇八二番地 KOYO南県町ビル五階
佐賀事務所	佐賀市駅前中央一丁目九番三八号 SONIC佐賀駅前ビル七〇四号室
長崎事務所	長崎市万才町三番四号 長崎ビル八階

変更後

事務所	所在地
長野事務所	長野市南県町一〇八二番地 ND南県町ビル五階
佐賀事務所	佐賀市駅前中央一丁目五番一〇号 朝日生命佐賀駅前ビル三階
長崎事務所	長崎市万才町三番四号 長崎ビル二階

三 変更する日

令和二年五月二十八日

徳島県告示第四百三十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、徳島小松島港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 港湾施設の種類

外郭施設（防波堤）

二 名称

沖洲地区防波堤

三 位置

徳島市東沖洲二丁目地先

四 数量及び能力

1 延長 一五〇・メートル

2 幅員 八・九メートルから一・五メートルまで

3 天端高 DLプラス七・三メートルから七・五メートルまで

五 構造形式

ケーソン式消波ブロック混成堤

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、徳島県海域におけるせん漁業（たこつぼ漁業並びにいせえびかご漁業及びその類似漁業を除く。）の操業について、次のとおり指示する。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合は、この限りではない。

令和二年六月十九日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業禁止区域）

第一条 次に掲げる区域以外の区域においては、せん漁業を営んではならない。

一 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

イ 香川県東かがわ市翼山頂上

二 次のア、イ及びウを順次に結んだ二直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ三直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域のうち徳島県海域

ア 兵庫県南あわじ市丸山崎西端

イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端

ウ 北緯三十四度十四分十五秒東経百三十四度三十四分十五秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）

エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端

オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点

カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから千メートルの点

キ 徳島県鳴門市大磯埼東端

三 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県鳴門市大磯埼東端

イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから千メートルの点

ウ 徳島県小松島市根井鼻東端

四 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ七直線とケ、コ及びサを順次に結んだ二直線並びに最大高潮時海岸線とによつて囲まれた海域

ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端

イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から五百メートルの点

ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点

エ 徳島県阿南市三ツ石頂上

オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ

直線との交点

カ 徳島県阿南市裸島頂上

キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点

ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端

ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端

コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御埼灯台中心点とを結んだ直線との交点

サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点

五 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から三千メートルの距離の線以内の海域

六 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深三百メートル以浅の海域

（操業制限区域）

第二条 前条の操業禁止区域以外の区域のうち、区画若しくは共同漁業権の漁場区域内においてはその漁業権者の同意を得ずにせん漁業を営んではならない。

（届出等）

第三条 第一条に規定する操業禁止区域以外でせん漁業を営もうとする者は、次に掲げる海域ごと及び船舶ごとに、第二項に定める書類を添えて、操業開始予定日の三日前までに、その所属する漁業協同組合を経由して、徳島海区漁業調整委員会に届け出なければならない。ただし、前条の操業制限区域において、漁業権者の同意を得て、せん漁業を営む者についてはこの限りでない。

一 播磨灘海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以北の海域）

二 紀伊水道海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以南で徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御埼とを結ぶ直線以北の海域）

三 紀伊水道沖合海域

2 届出の際には次の書類を提出するものとする。

一 届出書（様式は別に定める。）

二 届出をする者の所属する漁業協同組合の長の副申書（様式は別に定める。）

三 使用する船舶の漁船登録票の写し

3 徳島海区漁業調整委員長は、第一項の規定による届出をした者に対して、別に定める様式の届出済証を交付する。

4 第一項の規定による届出をした者は、操業に際し、前項の届出済証を携帯するとともに、別に定める様式の標識を船体両側面の見やすい箇所に表示し、漁具の浮標に氏名及び所属する漁業協同組合の名称を記載しなければならない。

（指示の有効期間）

第四条 この指示の有効期間は、令和二年六月十九日から令和三年五月三十一日までとする。

（雑則）

第五条 この指示に定めるもののほか、この指示の施行に関し必要な事項は、徳島海区漁

業調整委員会が別に定める。

(R2.6.19 委員会指示第2号第3条第2項第1号の様式)

せん漁業操業届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名

印

下記によりせん漁業を操業いたしますので、関係書類を添えて提出します。
なお、操業に当たっては他漁業との間で問題が発生しないように努めます。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 漁業根拠地

(R2.6.19 委員会指示第2号第3条第2項第2号の様式)
副 申 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所
〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 印

このたび本漁業協同組合所属の下記の 名が、せん漁業の操業を行うに当たって、他漁業との間で問題が発生しないように指導いたしますので、よろしくお願いします。

氏名	住所	船名	漁船登録番号	トン数

(R2.6.19 委員会指示第2号第3条第3項の様式)

証第 号

せん漁業届出済証

住所
氏名

- 1 使用する船舶
 - (1) 漁船登録番号
 - (2) 船名
 - (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業期間

4 漁業根拠地

年 月 日付で上記の内容を含む届出があったことを証明する。

年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長



(R2.6.19 委員会指示第2号第3条第4項の様式)

届出によって操業する場合に掲げる標識は次のとおりとする。

徳島せん証第〇〇号

(縦10センチメートル, 横50センチメートル以上)

徳島せん
証第〇〇号

(縦20センチメートル, 横30センチメートル以上)

徳島海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和二年六月十九日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

（操業の禁止）

第一条 徳島県海域においては「いせえびかご漁業及び類似漁業」は旨んではならない。

（指示の有効期間）

第二条 この指示の有効期間は、令和二年六月十九日から令和三年五月三十一日までとする。